

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十九年六月二十一日付けで、次のとおり処分した。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
拓産住宅 販売株式 会社	齋藤智	埼玉県川越市 大字大袋新田 一二一一番地 五グラートビ ルー〇一	三十日間の業務の全部停 止